

水俣調査報告

「水俣湾環境復元事業」の環境アセスメント

野口 恵美

1. はじめに

1999年に制定された環境影響評価法（以下、アセス法）によって制度化された環境アセスメント（以下、アセス）は、地域の環境全体を保全していくという考え方を提示した。

では1960年代に重大な公害を生んだ地域では、アセスの概念が定着する今日まで、環境に対して

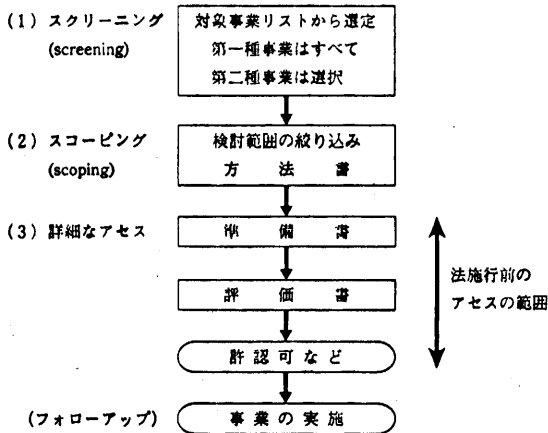


図1a アセス法による手順  
出所：原科幸彦『環境アセスメント』より

どのような取り組みを行ってきたのか。その取り組みはまさに、マニュアルのない自主的な環境保全活動であり、今後のアセスを有意義なものとしていくためのヒントが得られるのではないかと。

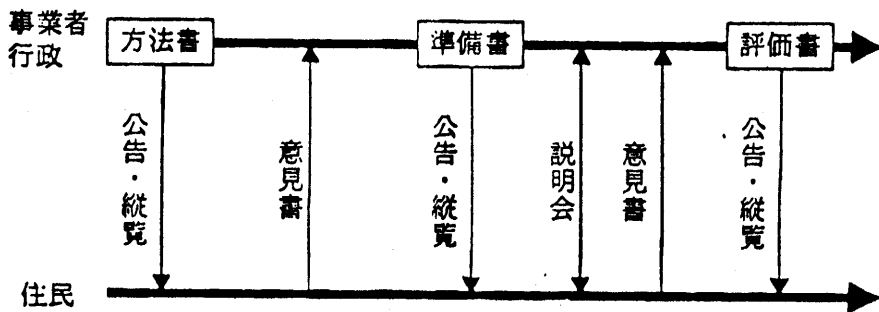
また、アセスにおいては事業主体と地域住民との対話が特に重要と筆者は考える。本稿では、熊本県水俣市で行われた「水俣湾環境復元事業」における事業主体の行政と住民とのかかわりを、現行のアセス法の手順（図1a, b）に照らし合わせて、何が足りなかったか、何が先進的であったかを検討したい。

2. 水俣湾環境復元事業の環境アセスメント

2.1 水俣湾堆積汚泥処理事業

2.1.1 事業の概要

水俣湾環境復元事業の内容は、大きく分けて2つある。水俣病は、チッソ（株）（当時は日本窒素肥料株式会社）によって水俣湾に排出された水銀が、食物連鎖の結果人体に蓄積して発病した。一つ目は、湾内に堆積した水銀のヘドロを適切に処理することであった。この事業は、事件の重大性から県が主体となって行い、国、関係省庁をも巻き込んだ総経費485億円の大プロジェクトであ



(制定：1997.6.13, 施行：1999.6.12)

図1b アセス法に基づくプロセス（住民から見た流れ）による手順  
出所：原科幸彦『環境アセスメント』より

った。1968年以降の水銀環境汚染調査の結果を受けて、湾の一部を埋立、浚渫、仮締切するなどの工法が決定された。1977年には、水俣湾沿岸住民1817人が水ヘドロ浚渫工事差止めを熊本地裁に訴えたために、事業は一時中断するが、1980年に訴えが却下されて工事が再開され、1990年に終了した。

### 2.1.2 事業で用いられたマニュアル

この大規模事業を進めるにあたって手順書とな

ったのは、「公有水面埋立免許手続き」(注1参照)であった。当時の熊本県は現在のアセス法に相当する条例を有さなかったため、公有水面埋立法を採用した。これに沿った事業フローを図2に示す。ここで③～⑥はアセスの準備書<sup>2)</sup>段階にあたる。フローの中に一般公衆への告示・縦覧<sup>3)</sup>(④)があり、「利害関係者の意見に対する評価」(⑤)があるので、1回のフィードバックは義務づけられている。しかし、図1bに見られるような説明会がなく、評価書<sup>4)</sup>の公示・縦覧も抜けていること

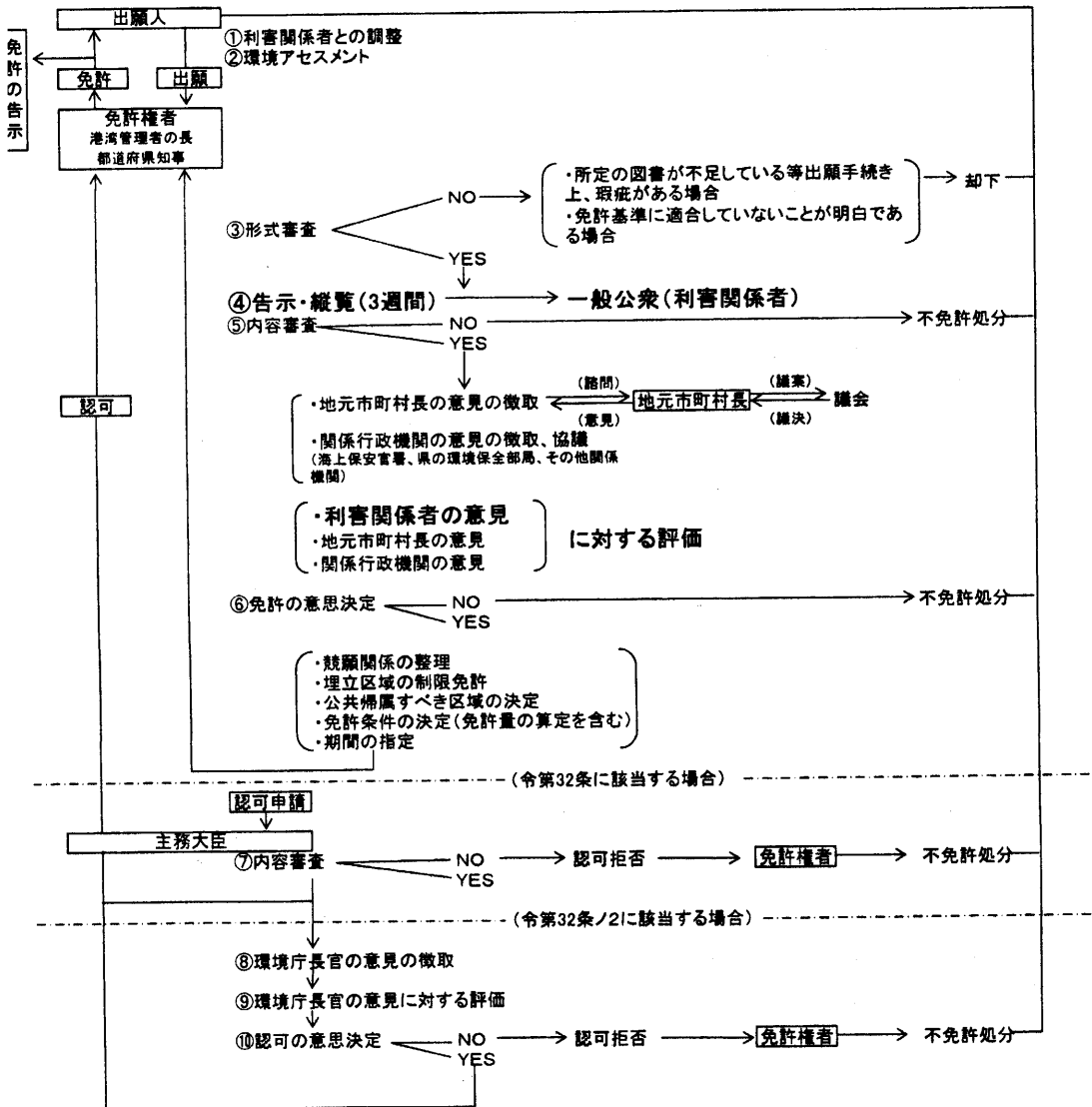


図2 公有水面埋立免許手続

出所：熊本県公害対策課『水俣湾汚泥処理事業の概要』より筆者加筆修正

表1 水俣湾堆積汚泥処理事業の経過

年	月	日	事	水俣市	月	日	市
1972							
1973	11.00		東通委員(以下、東通委員)公害防止事業の着工を40年度以降行うことを承認				
	12.18		水俣湾ヘドロ処理、汚染低減防止工法見つけならしたため発着です。				
	5.9		三木環境庁長官水俣視察、48年度中にヘドロ処理工事着工を要明				
	6.12		「水俣湾汚染対策推進委員会」設置				
	7.23		厚生省「魚介類の水質に関する専門委員会」開催				
	8~9		水俣 PCBに関する全国環境調査				
1974	5.31		「環境庁「水俣湾汚染対策推進委員会」報告」発表				
	3.4		沢田知事、三木環境庁長官、徳水運輸大臣が参観				
	4.15		第1回水俣湾等公害防止事業計画委員会開催				
	5.9		第1回水俣湾等公害防止事業技術検討委員会開催				
	5.21		第16回風公害対策推進委員会(以下、公害審)、水俣湾の水銀を含む底質の除去基準値25ppmを承認				
	10.3		農林庁長官へ水俣湾ヘドロ処理計画案を説明				
	10.25		第17回風公害対策推進委員会開催				
	3.12		農林庁長官へ水俣湾ヘドロ処理計画案を説明、処理計画案を提出した。				
	3.14		公害審でヘドロの水銀排出基準案、普及による魚の回復防止案を検討すると表明				
	6.13		第9回ヘドロ処理技術委、基本計画案の最終検討				
6.14		第4回ヘドロ処理技術委、基本計画案及び監視基本計画案の決定					
1975	7.2		ヘドロ処理説明会終了				
	11.28		市県に対するヘドロ処理説明会開催				
	2.14		第20回風公害対策推進委員会開催、水俣湾等堆積汚泥処理の基本計画案及び監視基本計画案の説明				
	2.20		第20回風公害対策推進委員会開催、公害審に依る費用負担計画を承認、公害審、チッソ負担を125億円と決める				
	3.30		運輸大臣、水俣湾汚泥処理計画決定				
	5.11		運輸省第4回公害対策推進委員会開催、水俣湾等堆積汚泥処理計画に基づく水俣湾に係る事業の経費に関する費用負担				
	4.港津		水俣湾公害防止対策工事受託				
	5.18		4港津、ヘドロ処理工事のため、八代工事業所水俣分室設置				
	8.25		公害審の参、ヘドロ処理計画に意見書提出				
	1.12		港津地区住民の参、ヘドロ処理に伴う交通安全対策などについて市と話し合い、市、具体案を出す。				
1976	同日		百間、汐見、港津地区住民の参、ヘドロ処理に係る公開買付状				
	5.28		出水地区参、鹿野島農と出水市にヘドロ処理の安				
			全性について公開買付状				

1977	12.23 6.90	7.29 水俣湾公有水面埋立免許審議会を通知し提出 8.6 水俣でヘドロ処理開始審議の一般検討を開始。28 日まで5連の意見書提出をされる	5.31 百間、谷里、津地区住民の会、市にヘドロ処理に伴 う汚染対策要求7項目を提出
1978	10.26	公有水面埋立に係る許可を運輸大臣へ申請 水俣湾等公害防止事業監視委員会(以下、監視委)設置条例交付 第1回監視委開催	10.13 水俣市議会、熊本県のヘドロ処理計画に同意 10.25 ナツノ脚水俣工場、工場内排水汚染ヘドロ処理工事 着手
1980	8.20 10.1	水俣湾内公有水面埋立免許取得 水俣湾等公害防止事業工事	12.26 一部住民ら、水俣湾等ヘドロ埋立工事差止め仮処分 申請書を熊本地裁に提出 4.16 熊本地裁、原告住民の訴えを却下 4.22 水俣市議、水俣湾等ヘドロ処理事業促進市民連 盟の会代表ら、署名33,900人余りを添え「ヘドロ処 理事業の安全かつ早期着工を要請
1988	2.26 11.7	6.90 水俣湾等公害防止事業特別 第80回水俣湾公害防止事業監視委員会、漁漁後の水俣湾の底質が除去基準値以下であることを確認 水俣湾魚介類対策委員会(以下、魚介委)設置要綱制定	4.23 市議会「水俣湾埋立汚染処理事業の 安全原料着工に関する意見書」を採択、 国、熊本県に提出
1989	2.27	11.20 船舶切壊場方式工事着工 第4回魚介委、水俣湾内に魚介類の水銀の暫定的規制値を超える魚16魚種の生息を確認	
1991	3.29	3.31 水俣湾公害防止事業終了 10.29 埋立地の管理を本県に引継ぎ 第69回監視委、事業に伴う監視業務終了を確認し、解散	
1995	2.80	7.1 監視委設置条例廃止 第13回魚介委「平成6年度後継水俣湾魚介類追跡調査の結果、全ての魚種で魚介類の水銀の暫定的規制値を下回ったことを確認!	
1996	2.19	第16回魚介委「一部委員を除き、水俣湾の仕切網撤去は適当と認める」との発言	
1997	2.25	第17回魚介委で魚が定めた「水俣湾の魚介類対策に係る基本方針」を承認 7.29 福岡知事、定例記者会見で「水俣湾の安全宣言」 8.29 仕切網撤去工事着工 10.16 水俣湾が一般漁場として漁場開放	熊本県水俣湾環境モニタリング委員会設置 11.1 11.22 水俣湾が生長となって海の幸「アジ」が 第1回水俣湾環境モニタリング委員会開催 2.24
1998			

太・大文字…各団体をさがしたがるイベント、委員会等 → …各団体からの行動レベル  
 出典：平成10年3月「水俣湾環境復元事業の概要」熊本県、平成3年「新水俣市史下巻」水俣市議さん委員会、1977宮本憲一編「調査地帯開発と自治体2 公害都市の再生、水俣」筑波書房、2000「水俣病—その歴史と教訓—2000」水俣市立水俣病資料館、より筆者が加筆修正

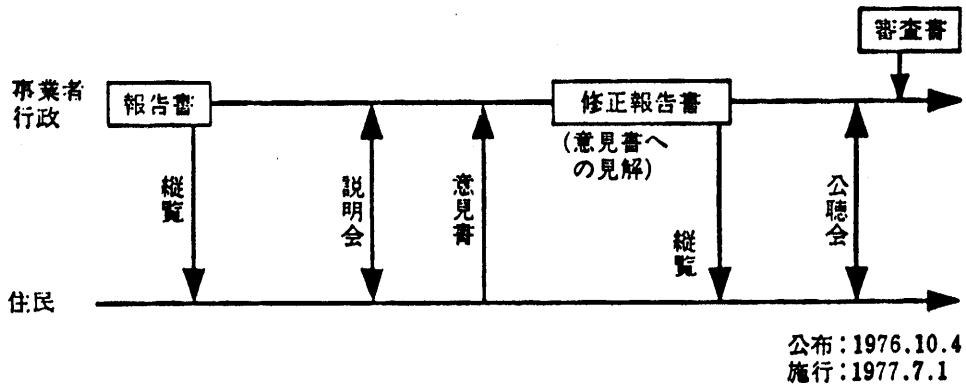


図3 川崎市の条例によるプロセス（住民から見た流れ）による手順  
出所：原科幸彦『環境アセスメント』より

から、アセスとは呼べない手順であるといえる。

### 2.1.3 事業経過

行政は、この事業で実際にどれほど住民と対話の機会を持ったのか。表1に事業経過を団体ごとにまとめた年表を示す。

驚くべきことは、1975年7月2日に公有水面埋立免許手続きでは義務付けられていない「説明会」を開いていることだ。当時の新聞記事には、「11日までに計六回の説明会が予定……、第1日は……市議、公害対策審議員、市幹部等を対象に開かれた。……説明会二日目は水俣漁協組合員を対象に開かれる。」（熊本日日新聞1975年7月3日）とされており、市職員をはじめ、関係住民に広く開かれたことがうかがい知れる。さらに、12月20日に市民に対する説明会も開かれている。

説明会が開かれた背景には、1974年より住民団体から積極的に公開質問状、意見書を提出していたことがあると考えられる。水俣病という悲劇的な経験をした住民たちは、「自分の周りの環境は自分たちで管理する」という強い自治の気持ちを持ったのだろう。県は、半ば住民に後押しされる形で、大きく分けて2回のフィードバック（意見書⇄公告・縦覧）を行っている。しかし、1976年8月6日の縦覧後、5通の意見書を受けながら、最終的な評価書を住民に示さないまま、運輸大臣に免許申請を行ってしまった。

個々の説明会に関する資料が入手できなかったため詳細は不明だが、1977年12月26日の工事差止訴訟という結果が、県による事業マネジメント

の不手際を物語っているだろう。すなわち、説明会は形ばかりで、情報交換や議論を十分に尽くしていなかったと考えられる。

### 2.1.4 考察

1970年代において、これほど住民の意見をフィードバックさせた事業主体は少ないだろう。実際、1976年に設置された水俣湾等公害防止事業監視委員会は、すべて公開の場で開催したとされており<sup>5)</sup>、当時の住民とのコミュニケーション頻度の高さを県も自負していることがうかがえる。しかし、筆者は今回の事業における住民との対話に疑問が残る。

相思社の遠藤さんは「当時は、行政に対して不信感しか持っていなかった」と語った。今回のケースでは、これ以上の被害の拡大を防ぐためにも、一刻も早くヘドロを封じ込めなければならなかった。しかし、だからこそ万全を期すべきではなかったのではなからうか。結果として、事業主体である県は、2年半の工事の中断というデメリットを負った。さらに住民側にも「水俣は、埋立地の下にいつ漏出するかわからない爆弾を抱えている」という、不安を今回の事業で負わされたのだ。

これが当時の限界だったとは言えないだろう。1976年に公布された川崎市の条例では、公聴会<sup>6)</sup>という先進的なコミュニケーション手段をプロセスに取り入れていた（図4）。水俣病という重大な過失を犯した行政であるからこそ、この事業で誠意を見せるべきであったと筆者は感じる。

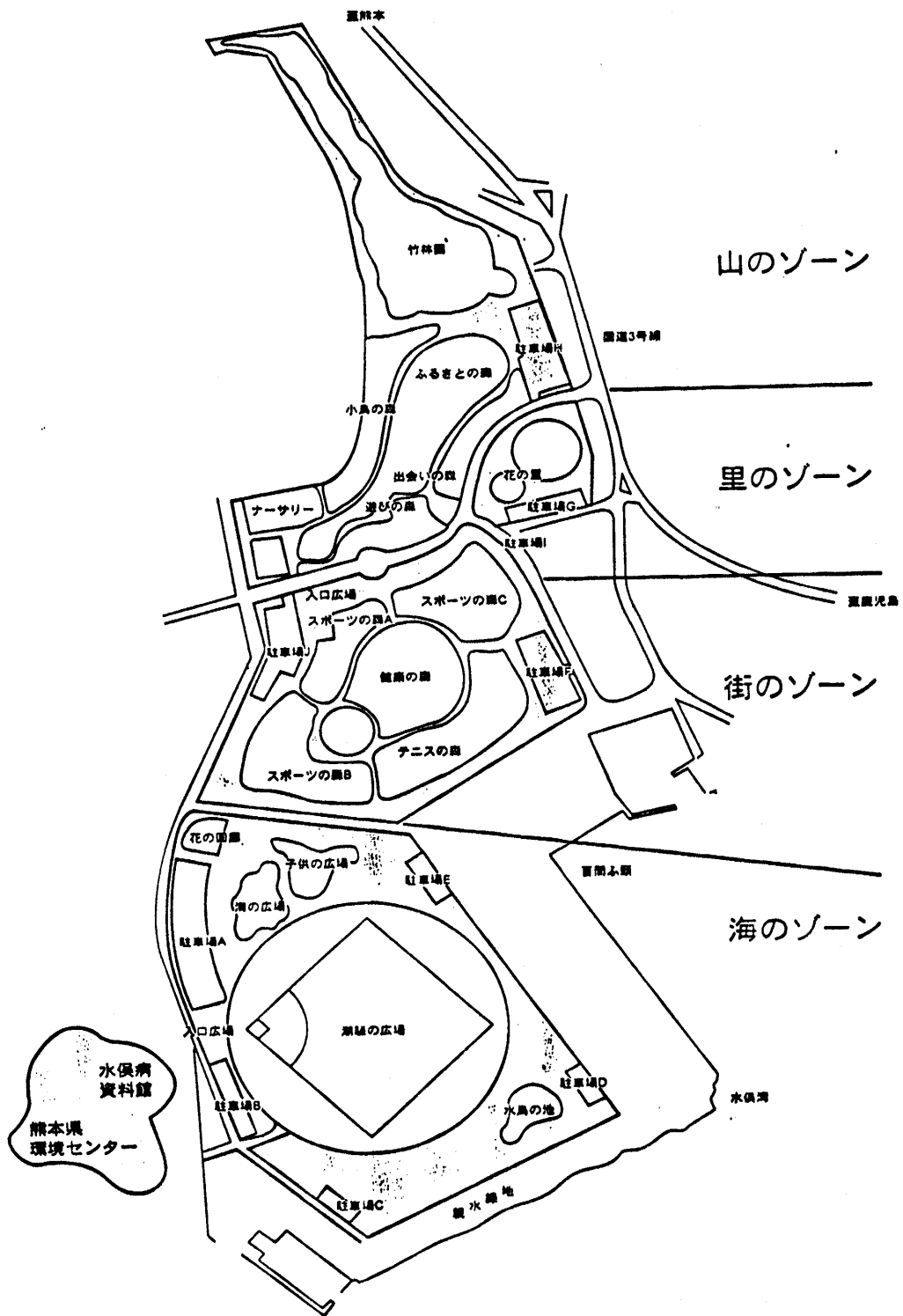


図4 水俣広域公園基本計画平面図

出所：熊本県（1998）『平成10年3月水俣湾環境復元事業の概要』より

表2 水俣湾埋立地活用事業

年	月日	国 県	水俣市	月日	市民
1986	5.26	水俣湾公害防止事業埋立地の活用構想策定に関する調査を長期信用銀行経営研究所に委託			
1987		[公害防止事業埋立地活用懇談会]を設置、を提言			
1988	9	関係省庁連絡会議			
1988	11	[公害防止事業埋立地活用構想] (要案書)を提出			
1988	11.11	[1992計画グループ]を設置			
1989		[水俣湾興復推進本部] (以下A)			
1989	1.2		「水俣湾興復推進対策委員会」(以下a)発足		
1989	3.2	Aとbの連絡・調整を目的に「水俣湾興復推進連絡会議」を設置、初会合			
1989	4.1	企画開発部内「水俣湾興復推進室」設置			
1989	7 A	水俣湾埋立地及び周辺地域開発整備構想具体化構想]策定			
1989	3	関係省庁に協力要請			
1989	3.31	水俣湾公害防止事業完了			
1989		県、埋立地を二つの区域に分け、調査実施。			
1989	11.15	企画開発部内「水俣湾興復推進室」を設置			
1989	3.1		「水俣湾環境国際イベント推進対策委員会」発足		
1989	4.27	「1992みなまた推進本部」設置			
1989	6.11		「環境創造MINAMATA準備委員会」発足		
1989	6.21		水俣湾埋立地に市内の第二小学校の三年生が約200本のかぼちゃを植えた		
1989	8.11	みなまた10,000人コンサート(どしやぶりの中6,000人参加。患者支援者等から抗議のビラ)			
1989	7.1	「環境創造みなまた実行委員会」(以下B)発足			
1989	7.13	水俣湾埋立地の利用・再生で大幅な風置し。総事業費200億円を180億円に圧縮。			
1989	7.23		地区別・団体別意見交換会(1992.4.24まで41回実施)「寄り合いみなまた」発足		
1989	8		環境考動会発足		
1989	9.1		水俣湾埋立地への菜の花の種蒔きに1200人参加。呼びかけ花畑実行委員会		
1989	10.20		水俣湾埋立地への菜の花の種蒔きに570人参加。呼びかけ花畑実行委員会		
1989	3.23		a開催。4.1付けで「環境創造みなまた推進委員会」に改組決定。		
1989	5.1		水俣湾慢性者慰問式(遺族、患者、市民など約1000人出席)		
1989	7.10	日メンバー「水俣湾埋立地整備状況など視察及び意見交換会			
1989	11		環境創造みなまた'92		
1989			水俣湾慢性者有志埋立地に石像設置の意向表明		

1993	<p>1.4 水保市立水保精算料館オープン</p> <p>2.6 「水保森問題の早期・全面解決と地域再生・振興を推進する市民の会」発足</p> <p>3.31 93年度から「環境創造みなまた委員会」に改組決定</p> <p>4.15 「環境創造みなまた推進本部」に改組</p> <p>4.20 「環境創造みなまた実行委員会」に改組</p>	<p>1.8 味の駅「たけこん」オープン</p> <p>3.3 患者志などから要望書</p>	
1994	<p>5.31 「第1回日」開催</p> <p>8.20 熊本県環境センターオープン(事業費25億円)</p>	<p>11.5 環境ふれあいインみなまた'93 海に向かつて</p> <p>3.9 水保湾埋立地及び水保湾に関する討論集会</p> <p>4.23 水保湾埋立地整備に関する要望書」提出</p> <p>7.13 平成6年度第1回a</p> <p>11.6 環境ふれあいインみなまた'94 火のまつり</p>	<p>11.26 水保湾埋立地の一角に「実生の森」を作ろうと、市民参加で木の実を拾ってポット植えをした</p> <p>2.25 水保湾埋立地の一角に「実生の森」を作るため、市民参加で慈路島で苗木を採取した。</p>
1995	<p>3.2 平成6年度第2回開催 3.31をもって同委員会を解散</p>	<p>6.20 「本願の会」と熊本県澄湾課と水保市の3者の間で、「水保湾埋立地における石像設置」に関する覚書」に調印</p> <p>2.9 「実生の森」種蒔き・植樹(市民約700人の参加)</p> <p>3.9 桜の植樹運動スタート</p> <p>6.29 実生の森づくり草取り(市民約300人参加)</p> <p>3.8 実生の森づくり植栽(市民約250人参加)</p> <p>8.7 実生の森づくり草取り</p> <p>2.2 実生の森講演会(市民約100人参加)</p> <p>3.29 a総会3.31をもって解散決定</p>	<p>7.28 福島県知事水保湾内の「安全」を宣言</p> <p>10.14 水保湾仕切欄撤去発表</p>
1996			
1997			
1998			
1999			

出典：「環境創造みなまた推進事業総括報告書(平成2年度～平成10年度)」環境創造みなまた実行委員会・水保市、平成7年3月「水保湾埋立地公園の進め方」熊本県開発課、より筆者加筆修正  
**太文字**…各団体をまたがるイベント、委員会等  
 ---> 委員会等の改組、名称変更 → 各団体からの行動ペクトル



## 2.2 水俣湾埋立地活用事業

### 2.2.1 事業の概要

本稿で注目する二つ目は、水俣湾を埋め立てて造成された、58.2haの広大な敷地の整備事業である。水銀ヘドロを埋め立てた軟弱な地盤であること、水俣市に平地が少なかったことなどから、運動場を有する公園として整備され「エコパーク水俣」(図5)と名づけられた。水俣病の教訓を忘れないようにという願いから、毎年この場所で「火の祭り」と呼ばれる慰霊祭が行われている。

1986年から現在も続けられている本事業は、土地整備に関するアセスの土地面積基準100ha(第1種事業<sup>7)</sup>)を満たしていない。そのため、マニュアルに当たるものは今回見当たらなかった。しかし、「水俣病」という悲しい事件が埋まる敷地をどのように活用していくか、これまでの経験を活かして官民がどのようにかかわっていったかを見ることで、理想的なアセスとは何かについて考察することが可能であろう。

### 2.2.2 事業経過

事業経過(表2)を大まかに見てわかることは、官民の壁を越えた取り組みが前章の例に比べて格段に多くなっていることだ。また、県主導だった本事業が2000年に近づくにつれて、市や住民、もしくは両者共同の取り組みに移ってきていることにも注目すべきである。

この2つの事実から、本事業では、住民の「権力としての参加<sup>8)</sup>」が実現されていることがわかる。これまでの事業プロセスが「情報提供」や「不満回避策」、「一方向の意見聴取」という側面が多かったのに対して、事業主体のパートナーとして住民が参加している点に大きな進歩が見られる。

住民参加の大きなきっかけとなった事件として、1990年の「みなまた10,000人コンサート」が挙げられる。これは、水俣湾の埋立事業が終わり、皆が辛かった水俣病を「忘れる」ための楽しい行事として、県主催で行われたお祭り<sup>9)</sup>で、大雨にもかかわらず6,000人も参加があった。しかし、水俣病のシンボリックな土地で騒ぐことなど考えられない住民も存在し、「行政による水俣病隠しのお祭り騒ぎ」という抗議のビラが配布されるなど、住民間での水俣病への温度差が露呈された。

ある県職員に「埋立地整備にあたってのビジョンの提示などをしたか」と尋ねたところ、「そん

な勝手なことしたら住民に何言われるかわからないよ!」と苦笑いをしながら答えられた。これまでの住民との闘争で行政側にも水俣病を敬遠する気持ちがあったことが、このことからわかる。しかし、市職員の中にはこの事態を打開しようと、住民と話し合いの機会を多く持とうと努力した人もいた。前述の相思社の遠藤さんのもとにも、市職員がこの頃から訪ねてくるようになったという。「最初は、顔も見たくなかったし、口もききたくなかった。だけど、どんだけ追い返してもやってくる。そんでこっちも疲れてきて『あんたも少しこいなあ』って言って話だけでも聞いてやることにした」と彼は回想する。そのうち、立場は違うが水俣市を思う気持ちは同じだということに気づかれたという。

こうした自主的な取り組みから、住民間の溝も互いに埋まっていったという。94年4月に行われた「水俣湾埋立地及び水俣湾に関する討論集会」では、観光協会、患者団体、青年会議所職員などさまざまな立場からの討論がなされた。ある水俣病患者は、「(埋立地に慰霊の石像を建立することについて)これは患者ばかりじゃありません。市民の多くの方にも、どけんかなたてんかな[どうかして建てようかな]……(中略)……というふうにもっていきと思っただけです」と協働の思いを訴え、それに対して、ある市民が「水俣病患者じゃなくて、市民といわれるのは大賛成です。……水俣病を忘れるような公園にしたならならぬ。」と共感の意を述べるなど、この時期には建設的な対話がされるようになった。

### 2.2.3 考察

表2では表1に比べ住民-行政間のやり取りが相対的に少ない。その理由は、早い段階から、市が住民に対して埋立事業完成後の活用についてのアンケートを積極的に行い、県に要望書として提出していたことによると考えられる。1989年7月の「水俣湾埋立地及び周辺地域開発整備具体化構想」には、資料館、メモリアルタワーなど現在の公園内設備とかなり近い形のもの<sup>10)</sup>が計画されている。これは、図1における「スクリーニング<sup>11)</sup>」のさらに前段階である「計画の立案」から住民の参加が反映されていることになるので、極めて一体的な取り組みであると考えられる。当初、県主催の懇談会(86年5月)において出されていたテー

マパーク的な要素を含んだ計画は、「水俣病慰霊公園」として修正されたといえる。ただし、地盤の制約から住宅地開発など行政的に意義のある計画が立てられなかったということもあろう。

その後も、慰霊式開催、石像設置など、住民意見はほぼそのまま取り上げられ、理想的なアセスが行われた。

### 3. 「水俣湾環境復元事業」の環境アセスメントと今後の水俣—結びにかえて—

#### 3.1 「水俣湾環境復元事業」の環境アセスメントから学ぶこと

今回、水銀ヘドロの埋め立て事業と、その埋立地の整備事業の流れを特に住民と行政のかかわりからとらえ、現在の「環境アセスメント」に役立つであろうコミュニケーションの前例を検討した。結論として、「計画段階からの」事業主体と関連住民側の協働がキーワードとなるのではないかと感じた。

アセスの過程において最も時間がかかるのが、「準備書→評価書」の段階である。異なった立場の者が、妥協できる範囲まで計画をすり合わせていく作業は、互いの利害が対立するほど時間がかかる。しかし、2.2で見たように「水俣病を忘れて街を活性化させたい」という行政や商業関係の住民の思いと「水俣病を忘れずに、教訓を活かしていきたい」という患者団体をはじめとした住民の思いは正反対のように見えて、「みなまたで幸せに暮らしていきたい」という思いは同じである。そこに気づいたのは、お互いが相手の意見を聞くとういう意識を持ったことである。

事業主体も住民も、計画段階から互いの立場に立って話し合うことが、一歩進んだこれからの環境アセスメントになるだろう。

#### 3.2 水俣の現状と今後

これまで水俣市民は水俣病問題をタブー視する傾向があった。水俣は今まさに「もやい直し<sup>10)</sup>」に取り組んでいる。そこで最後に、「水俣湾環境復元事業」が水俣市に与えた影響について、聞き取り調査などから得た結果を基に報告する。水俣・社会ネットワーク研究会が行った『「もやい直し」と地域振興に関する市民アンケート調査』（回答数1171）によると、「もやい直し」が必要

だと感じているのは全体の9割弱に達するものの、「環境創造みなまた推進事業」に参加したことがない住民も6割に上り、復元への関心は一方で水俣病への温度差が感じられる。今回、チッソについては触れなかったが、チッソグループ有志が3年前から「みなとまつり」という花火大会にチッソの名で参加している。チッソ株式会社のある社員は『「そろそろいいのではないか』という声が出てきた』と言う。ある市職員も「チッソは（エコパーク水俣内の）竹林園の小川に今はきれいな排水を流して、環境保全型企業として水俣に貢献している。もっとアピールして汚名返上に励んでもいい時期が来たのではないか」との意見であった。相思社の遠藤さんは、「埋立地には消極的な賛成だ。しかし、あそこには高濃度の水銀を埋立地に封じ込めていて、何十年、何百年後にしみ出して来ないとも限らない。もう20～30年すれば患者も居なくなってしまう。そうした時に、『ここは爆弾を抱えた町だ』ということ伝えていかなければならない。」と水俣が抱え続ける責任についての理解を求められた。

このように、水俣市民の思いはさまざまである。ある住民にとって「エコパーク水俣」は「原っぱ」「空き地」であり、患者団体にとっては「聖地」「歴史を刻むもの」である。もやい直されていく過程が、「もう忘れたい」という気持ちからではなく、「水俣で幸せに生きていきたい」という気持ちであることが、大切なのだと思う。

#### 謝辞

現地調査および文献調査においては、熊本県庁環境生活部水俣病対策課志賀能典様、同土木部都市計画課景観整備室の方々、水俣市役所福祉環境部環境対策課環境企画室大川尊様、同産業建設部都市政策課都市計画係柿本英行様、財団法人水俣病センター相思社遠藤邦夫様、みなまた観光物産館館長井上和也様、水俣病患者連合会長佐々木清登様ほか関係者の方々には大変お世話になりました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

#### 注

- 1) 持続可能な発展のために、人間行為を管理して環境と調和させることを目的とした適切な意思決定を、

社会的に支援する方法。1972年、「各種公害事業に係る環境保全対策について」の閣議了解を行ったのが、日本におけるアセス制度化の始まり。国としての統一的なアセス手続きを作ることができたのは、環境影響評価法（アセス法）が全面施行される1999年6月12日であった。それまでは各省庁が制定した個別法、各自治体が制定した条例がマニュアルとなった。1973年には、運輸省・建設省が公有水面埋立法を改正し、公有水面埋立の免許の際にアセスを実施することとした。

- 2) アセス作業（現況調査、環境影響の予測、評価）の結果をまとめた原案。
- 3) 告示は図1-bの公告に対応すると考えられる。公告とは、方法書（事業者がどのような方法でアセスを行うかを文書で示したもの）ができたことの行政からのアナウンスメント。縦覧は方法書を住民などが読むための機会の提供。
- 4) 住民からの意見を勘案して、フィードバックを繰り返して修正した、最終事業計画案。
- 5) 平成10年3月「水俣湾環境復元事業の概要」熊本県
- 6) 説明会とは逆に、住民などの関係者と事業者の意見を聞くことを主たる目的としたもの。説明会が終わった後、通常は住民からの意見書が出された後に開かれる。アセス法では規定はされていないが、自治体の制度では8割以上が持っている。
- 7) スクリーニング段階で当該事業をアセスの対象とするか否かを決定する際に参考となる2種類の基準がある。それが、第1種事業、第2種事業である。第1種事業は、基本的には従来の閣議アセスで対象としていた特に規模の大きな事業が対象。第2種事業はその下限から下で、第1種事業の下限値の4分の3程度までの範囲の規模の事業が対象となる。本事業の場合、第2種事業の基準でも75ha以上となり、アセスの対象とならない。
- 8) Arnstein (1969) は住民参加の程度を8段梯子に見立てて説明し、上から3段目（「住民による管理」「権限委譲」「パートナーシップ」）までを権力としての参加と位置づけ、高度な住民参加の状態としている。4段目「懐柔策」、5段目「相談」、6段目「情報提供」、7段目「不満回避策」、8段目「世論操作」。4～6段目は「形式だけの参加」、7,8段目は「参加不在」。原科(2000)は3,4段目の間に「情報参加」を位置づけ、アセスのプロセスの具体例としている。
- 9) アセスの対象にするか否か、対象事業を選定するプロセス。
- 10) 人と人との関係、自然と人との関係がいったん壊れてしまった水俣で水俣病と正面から向き合い、対話し協働する取り組みのこと。

## 文献

- 環境創造みなまた実行委員会・水俣市(1999):『環境創造みなまた推進事業総括報告書(平成2年度～平成10年度)』
- 熊本県(1998):『水俣湾環境復元事業の概要』
- 熊本県開発課(1995):『平成7年3月 水俣湾埋立地公園の進め方』
- 熊本県公害対策部:『水俣湾汚泥処理事業の概要』
- 原科幸彦(2000):『環境アセスメント』放送大学教育振興会
- 水俣市(1994):『平成6年4月23日 水俣湾埋立地に關する討論集会(発言要旨)』
- 水俣市編さん委員会(1991):『新水俣市史下巻』
- 水俣社会ネットワーク研究会(2000)『2000年10月31日「水俣・芦北地域における地域社会再生に関する研究」報告書(もやいなおしを中心として)』
- 水俣市立水俣病資料館(2000):『水俣病—その歴史と教訓—2000』
- 水俣市立水俣病資料館(2002):『水俣病10の知識』
- 宮本憲一編(1977):『講座地域開発と自治体2 公害年の再生・水俣』筑摩書房
- Arnstein, S.: A Ladder of Citizen Participation. *AIP Journal*, (35), 216-224, 1969

のぐち えみ

お茶の水女子大学大学院 人間文化研究科発達社会科学専攻・地理環境学コース